

「福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務」受託者選定要領

1 趣旨

この要領は、福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務（以下「事業」という。）に係る提案された企画の審査及び受託者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案された企画の審査及び受託者の選定は、福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価項目及び評価方法

（１）提案企画書の内容について、委員会を構成する委員ごとに次の表の配点に基づき採点を行い、評価点合計点数（１００点）に委員数を乗じた点数の６割以上の点数を得た者の中から、合計点数の最も高い１者を委託業者として選定する。

ただし、企画提案者が３者を超えた場合は、企画書による事前評価を下記の評価項目で行い、優秀であると評価された上位３者によりプレゼンテーションを行う。

（２）上記（１）の結果、同点で複数の者が最高点となった場合は、その中から、委員長及び委員の合議により１者を選定する。

（３）企画提案者が１者のみであった場合は、以下の配点に基づき採点を行い、評価点合計点数（１００点）に委員数を乗じた点数の６割以上の点数をもって、当該１者を選定する。

項目	審査のポイント	配点
①事業の実施方針及び取組姿勢	- 訪問看護ステーションの連携強化に係る課題を認識し、本事業の趣旨をよく理解しているか。 - 企画提案書の内容は事業の目的に合致しているか。 - 県の意向を尊重する姿勢であるか。	10
②必要な事業実施体制の確保	- 当該業務を円滑に実施するために十分な人員及び有能な人材を確保しているか。 - 事業全体を管理し、計画的かつ円滑に遂行できる体制を整備しているか。	10
③実効性がある事業の提案	- 効果的で実効性のある事業を提案できているか。 - 提案された研修内容・運営には、研修受講者の興味を引き出し、研修効果を高めるような創意工夫がなされているか。	40
④類似業務の契約履行実績	過去に当該業務に類似した業務を行うなど、実績が豊富か。	10
⑤個人情報保護に関する取組	特定された従事者以外のものが個人情報にアクセスすることがないようにする等、個人情報保護について適切な配慮がされているか。	10
⑥関係機関との連携体制	必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け取り組むことができる体制を整備しているか。	20
合計		100

4 評価基準

評価点数は、次による採点を標準とする。

基 準	配点40点の項目	配点20点の項目	配点10点の項目
優れている	40点	20点	10点
やや優れている	30点	15点	7点
普通である	20点	10点	5点
やや劣っている	10点	5点	3点
劣っている	0点	0点	0点